

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2011年6月6日

当社は、本日、原子炉等規制法^{※1}第37条第1項の規定に基づき、保安規定^{※2}の変更認可申請を経済産業大臣におこないましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

<内 容>

2011年7月1日付けの社内組織改定に伴い、関連する保安規定条文の変更をおこないます。

●社内組織改定の内容

原子力発電に関する責任体制の一層の明確化をはかり、安全管理を強化するため、原子力部、火力部および土木建築部ならびにその下部組織から構成する現行の発電本部体制から、原子力部門を独立し、原子力本部長が原子力部門の業務の統括に専任する体制に変更します。

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以 上